

少年院在院者の万引きをはじめとした窃盗に関する意識の検討

—矯正教育プログラム開発のための意識調査から—

大久保 智生¹ ・ 吉井 匡² ・ 高橋 護³
川田 佳亮³ ・ 相原 幸太³ ・ 長尾 貴志⁴
澤田 匡人⁴ ・ 永房 典之⁵ ・ 石川 隆行⁸
佐藤 健二⁶ ・ 松嶋 秀明⁷ ・ 菊池 浩史⁸
堀 健二⁹ ・ 相本 茉樹¹⁰
田 中 拓¹¹ ・ 松井 創¹²

<要 約>

本研究の目的は、少年院在院者を対象として、万引きをはじめとした窃盗に関する意識調査を行い、少年院在院者の特徴を検討することであった。男子少年院の在院者59名を対象としてアンケート調査を行った。調査の結果、少年院在院者の属性によって万引きをはじめとした窃盗に関する意識が異なることが明らかとなった。また、万引きに関する意識、法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連し合っていることが明らかとなった。

キーワード：窃盗、万引き、少年院在院者、矯正教育プログラム

問題と目的

近年、全国的に万引き犯罪をはじめとした窃盗が大きな社会問題となってきた。万引きをはじめとした窃盗に関する研究はあまり注意を払われてこなかったため(大久保・堀江・松浦・松永・江村・永富・時岡, 2012; Krasnovsky & Lane, 1998)、これまで先行研究の数が多いとはいえなかった。しかし、近年、万引き犯罪の被

害が深刻であることから、被疑者や一般の大学生や中学生、店舗を対象とした研究(久保田・白松, 2013; 永岡, 2003; 皿谷・平, 2015; 皿谷・三阪・濱本・平, 2011; 上野・中村・本多・麦島, 2009; 全国万引犯罪防止機構, 2010)などが行われるようになってきたが、繰り返し万引きを行う常習者を対象とした研究は少ないのが現状である。

1 香川大学教育学部

2 香川大学法学部

3 四国少年院

4 宇都宮大学教育学部

5 淑徳大学短期大学部

6 徳島大学総合科学部

7 滋賀県立大学人間文化学部

8 デイサービスさいころ

9 香川県総務部

10 高松まちかど法律事務所

11 ひらく法律事務所

12 あかり総合法律事務所

香川県では、人口1000人当たりの万引きの認知件数が2009年まで7年連続全国ワースト1位であったことをうけ、香川県警察と香川大学が連携した万引き防止対策事業が立ち上がり、被疑者や一般の青少年、高齢者、保護者、店舗などを対象とした様々な調査を行ってきた(大久保・時岡・岡田, 2013)。そして、地域と連携して、一般市民や店舗に対して様々な対策プログラムを実践し、実際に万引きの認知件数を減らすなど効果をあげてきた(大久保, 2014)。しかし、繰り返し万引きを行う常習者の支援や教育についてはこれまで十分に研究を行ってこなかった(大久保, 2014)。さらに、常習者のための教育プログラムがない(林, 2010)ことから、体系的な少年向けの矯正教育プログラムを開発することとなった。少年向けの矯正教育プログラムを開発する理由としては、成人の窃盗犯も少年時代に万引きをしている経験があり、少年の万引きがその後の窃盗の入り口となっている可能性があるためである。したがって、今回、香川県内の法務教官、法務技官、弁護士、臨床心理士、研究者という少年の万引きをはじめとした窃盗に関わる様々な立場の者が連携し、これまで行われてきた矯正教育も踏まえ、少年の窃盗に関する矯正教育プログラムを開発するプロジェクトを立ち上げることとなった。

窃盗によって矯正施設に収容される者は多いものの、その問題性を含め多様であることから、各刑事施設や少年院でそれぞれの対象者に応じた独自の教育が行われているが(栃木刑務所再犯防止指導(窃盗)チーム, 2009; 船岡, 2012)、少年を対象とした体系的な矯正プログラムは現在のところ開発されていない。したがって、本プロジェクトでは、まず、少年の窃盗に関する新たな体系的な矯正教育プログラム開発の方向性について検討するため、矯正施設の職員を対象とした調査を行った(大久保・吉井・須藤・川田・高橋, 2015)。その結果、窃盗に関する教育プログラムが必要だと矯正施設の職員の多くが感じていることが明らかとなり、矯正施設の職員が効果的だと考える教育としては、被害者や法知識、認知行動、感情

に焦点を当てた教育など多岐に渡っており、少年によって効果的な教育が異なるという意見も見受けられた(大久保・吉井・須藤・川田・高橋, 2015)。アプローチの方法としては、被害者や認知行動、感情、対人関係に焦点を当てたアプローチだけでなく、法に関する知識や地域とのつながり、ナラティブなどに焦点を当てたアプローチも必要とされており、多様なアプローチ方法が必要であることが示唆された(大久保・吉井・須藤・川田・高橋, 2015)。

法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティという5つのアプローチをとることが有効であるかどうかを検討するため、大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)では、プログラム開発に携わる研究者の意見をもとに各アプローチに関連する変数を設定し、少年院在院者と一般の青少年との比較を行った。その結果、少年院在院者は、法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティ、それぞれのアプローチに関連する変数において、一般の青少年とは異なることが明らかとなった。しかし、大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)では、少年院在院者と一般の青少年との比較を行っただけで、少年院在院者の属性による法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティ、それぞれのアプローチに関連する変数の差の検討や法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティ、それぞれのアプローチに関連する変数間の関連の検討については行っていない。したがって、本研究では、矯正教育プログラム開発のために、少年院在院者の属性による法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティ、それぞれのアプローチに関連する変数の差の検討と法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティ、それぞれのアプローチに関連する変数間の関連の検討を行う。

以上を踏まえ、本研究では、少年院在院者を対象として、万引きをはじめとした窃盗に関する意識調査を行い、少年院在院者の特徴を検討することを目的とする。具体的には、まず、少

少年院在院者の属性によって万引きをはじめとした窃盗に関する意識が異なるのかについて検討する。次に、万引きに関する意識、法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連しているのかについて検討する。なお、本研究は大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)の少年院在院者のデータを用いて、目的に沿った統計処理を施し、新規にまとめ直したものである。

方法

調査対象と手続き

平成27年9月～12月に少年院在院少年の男子59名(平均年齢17.746歳)に対してアンケート調査を行った。調査対象は大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)の研究の少年院在院者と同一の対象者である。

調査実施に際しては、すべてコンピューターによって数量化(匿名化)した上で、分析を実施し、分析終了後に直ちに調査記録用紙はシュレッダーにかけ、破棄することを調査対象者に伝えた。なお、分析は全て四国少年院にある外部のネットワークと接続していないパソコンで実施した。

調査内容

①フェイスシート 年齢、入院前の職業、経済的状況、逮捕前の親との同居の有無、処遇段階について尋ねた。

②窃盗の回数 これまでに行った窃盗の回数、友人との窃盗の回数について尋ねた。

③万引きに関する規範意識 万引きに関する規範意識については、大久保・堀江・松浦・松永・江村(2013)が作成した規範意識尺度4項目を使用した。回答形式は、「あてはまらない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「あてはまる」(3点)の3件法である。

④万引きの動機 万引きの動機については、大久保・堀江・松浦・松永・江村・永富・時岡(2012)が作成した「ストレス性」「経済性」「自己中心性」

「誘発性」の4因子からなる万引きの動機尺度9項目を使用した。回答形式は、「あてはまらない」(1点)、「どちらともいえない」(2点)、「あてはまる」(3点)の3件法である。

⑤万引きや窃盗に関する法知識 万引きや窃盗に関する法知識については、大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)が作成した万引きや窃盗に関する法知識12項目を使用した。回答形式は「知らなかった」と「知っていた」の2件法である。

⑥罪悪感 罪悪感については、石川・内山(2002)が作成した「対人場面」「規則場面」の2因子からなる罪悪感尺度10項目を使用した。回答形式は、「感じない」(1点)から「感じる」(4点)までの4件法である。

⑦共感性 共感性については、石川・内山(2002)が作成した「共感的関心」「気持ちの想像」の2因子からなる共感性尺度10項目を使用した。回答形式は、「全くあてはまらない」(1点)から「非常にあてはまる」(5点)までの5件法である。

⑧恥意識 恥意識については、永房(2008)が作成した「自己内省」「同調不全」「社会規律違反」「視線感知」の4因子からなる恥意識尺度8項目を使用した。回答形式は、「恥ずかしくない」(1点)から「恥ずかしい」(4点)までの4件法である。

⑨行動基準 行動基準については、永房・菅原・佐々木・藤澤・薊(2012)が作成した行動基準尺度20項目を使用した。回答形式は、「全くあてはまらない」(1点)から「よくあてはまる」(5点)までの5件法である。

⑩復讐心 復讐心については、Stuckless & Garonson(1992)が作成した復讐心尺度20項目の日本語版(Sawada & Hayama, 2012)を使用した。回答形式は、「全くそう思わない」(1点)から「非常にそう思う」(7点)までの7件法である。

⑪万引き犯への感情の推測 万引き犯への感情の推測については、大久保(2015)が作成した万引き犯への感情尺度10項目を使用した。回

答形式は、「あてはまらない」(1点)から「あてはまる」(4点)までの4件法である。

⑫エフォートフルコントロール エフォートフルコントロールについては、山形・高橋・繁榊・大野・木島(2005)が作成した「行動抑制制御」「行動始発制御」「注意制御」の3因子からなるエフォートフルコントロール尺度35項目を使用した。回答形式は、「あてはまらない」(1点)から「あてはまる」(4点)までの4件法である。

⑬レジリアンス レジリアンスについては、Unger (2006)を参考に大久保・吉井・長尾・相原・川田・高橋・松嶋・佐藤・石川・永房・澤田・堀・菊池(2018)が作成した「他者からの受容」「社会的な有能感」「困難解決への自信」の3因子からなるレジリアンス尺度34項目を使用した。回答形式は、「全く表していない」(1点)から「非常によく表している」(5点)までの5件法である。

⑭被援助志向性 被援助志向性については、田村・石隈(2001)が作成した「援助の欲求と態度」「援助関係に関する抵抗の低さ」の2因子からなる被援助志向性尺度11項目を使用した。回答形式は「全くあてはまらない」(1点)から「よくあてはまる」(4点)の4件法である。

⑮将来の不安 将来の不安については、独自に作成した「生活費などの金銭に関することで不安に思う」「仕事や学校のことで不安に思う」「友人や家族との関係で不安に思う」「犯罪に関わるかもしれないと不安に思う」の4項目を使用した。回答形式は「あてはまらない」(1点)から「あてはまる」(4点)の4件法である。

⑯サポート資源 サポート資源については、近藤・岡本・白井・栃尾・河野・柏尾・小玉(2008)が作成した援助者についての質問項目を使用した。回答形式は先行研究と同様である。

結果と考察

少年院在院者の属性による検討

少年院在院者の年齢、入院前の職業、経済的状況、逮捕前の親との同居の有無、処遇段階、窃盗の回数、友人との窃盗の回数などの属性による差について検討を行う。

①年齢による差の検討 年齢による差について検討するため、少年院在院者の年齢(17歳以下、18歳以上)を独立変数としたt検定を行った(Table 1)。その結果、万引きの動機の「経済性」($t(50) = 2.204, p < .05$)において、17歳以下の在院者が18歳以上の在院者よりも有意に得点が高かった。以上の結果から、17歳以下の在院者は経済的な動機で万引きに及ぶことが明らかとなった。年少の在院者は働き口が少なかったり給料が安かったりすることが多いため、お金がない、お金がもったいないといった動機で万引きに及ぶ可能性が示唆された。

②入院前の職業による差の検討 少年院入院前の職業による差について検討するため、少年院在院者の入院前の職業(学生、有職者、無職者)を独立変数とした一要因の分散分析を行った(Table 2)。その結果、将来の不安の「友人・家族の不安」($F(2, 54) = 3.735, p < .05$)において、有意な差が認められた。多重比較の結果、学生だった在院者は無職だった在院者よりも得点が高いが高かった。以上の結果から、学生だった

Table 1 年齢別の万引きに関する規範意識、万引きの動機得点と分散分析結果

	17歳以下	18歳以上	t値
万引きに関する規範意識	2.295 (.532)	2.453 (.412)	1.270
万引きの動機「ストレス性」	1.263 (.421)	1.303 (.483)	.300
万引きの動機「経済性」	2.289 (.673)	1.818 (.779)	2.204*
万引きの動機「自己中心性」	2.088 (.413)	1.848 (.560)	1.623
万引きの動機「誘発性」	2.342 (.528)	2.348 (.566)	.040

括弧内は標準偏差

* $p < .05$

在院者は友人や家族に関する不安が高いことが明らかとなった。学生だった在院者は計画していた進路が変わることになり、今後の友人関係や家族関係に不安を抱いていると考えられる。

③経済的状况による差の検討 経済的状况による差について検討するため、少年院在院者の経済状况(困窮、非困窮)を独立変数とした t 検定を行った(Table 3)。その結果、恥意識の「自己内省」(t(57)=2.294, p<.05)「同調不全」(t(57)=2.639, p<.05)において、困窮者が非困窮者よりも有意に得点が高かった。また、罪悪感の「対人場面」(t(57)=2.087, p<.05)において、非困窮者が困窮者よりも有意に得点が高かつ

た。以上の結果から、困窮者は恥意識が高く、対人関係場面における罪悪感が低いことが明らかとなった。経済的な余裕のなさが在院者の感情に影響を与えていることが示唆された。

④逮捕前の親との同居の有無による差の検討 逮捕前の親との同居の有無による差について検討するため、少年院在院者の逮捕前の親との同居の有無(同居有り、同居無し)を独立変数とした t 検定を行った(Table 4)。その結果、エフォートフルコントロールの「行動始発制御」(t(54)=2.666, p<.05)において、親と暮らしていなかった在院者が親と暮らしていた在院者よりも有意に得点が高かった。以上の結果から、

Table 2 入院前職業別の将来の不安得点と分散分析結果

	学生	有職者	無職者	F値
将来の不安「金銭の不安」	3.333 (.778)	2.531 (1.135)	2.615 (1.193)	2.456
将来の不安「仕事・学校の不安」	3.083 (1.084)	2.688 (1.091)	2.462 (1.198)	1.002
将来の不安「友人・家族の不安」	3.417 (.900)	2.656 (1.035)	2.308 (1.182)	3.735* 学生>無職者
将来の不安「再犯の不安」	3.083 (.793)	2.500 (1.107)	2.077 (1.188)	2.782

括弧内は標準偏差

* p<.05

Table 3 経済的状况別の罪悪感、共感性、恥意識、行動基準の得点と t 検定結果

	困窮	非困窮	t値
罪悪感「対人場面」	2.127 (.952)	2.700 (.790)	2.087*
罪悪感「規則場面」	1.327 (.458)	1.350 (.540)	.129
共感性「共感的関心」	3.836 (1.065)	3.917 (.889)	.261
共感性「気持ちの想像」	3.145 (.785)	2.900 (.932)	.809
恥意識「自己内省」	3.000 (.806)	2.313 (.915)	2.294*
恥意識「同調不全」	2.864 (.951)	2.031 (.942)	2.639*
恥意識「社会規律違反」	2.136 (.924)	2.427 (.905)	.957
恥意識「視線感知」	2.364 (1.051)	2.354 (.939)	.030
行動基準	3.195 (.332)	3.145 (.406)	.366

括弧内は標準偏差

* p<.05

Table 4 逮捕前の親との同居の有無別のエフォートフル・コントロール得点と t 検定結果

	親との同居有り	親との同居無し	t値
エフォートフルコントロール「行動抑制制御」	2.438 (.434)	2.462 (.578)	.159
エフォートフルコントロール「行動始発制御」	2.619 (.447)	3.014 (.482)	2.666*
エフォートフルコントロール「注意制御」	2.207 (.415)	2.449 (.552)	1.723

括弧内は標準偏差

* p<.05

親と暮らしていなかった在院者は行動を統制していることが明らかとなった。親と暮らしていないことで、親に頼らず自分でやらなくてはならないことが増えるため、自分の意志で行動を統制していると考えられる。

⑤ 処遇段階による差の検討 処遇段階による差について検討するため、少年院在院者の処遇段階（1級、2級、3級）を独立変数とした一要因の分散分析を行った（Table 5）。その結果、レジリアンスの「社会的な有能感」（F(2, 54) = 3.869, p < .05）において、有意な差が認められた。多重比較の結果、1級の在院者は2級の在院者よりも得点が有意に高かった。以上の結果から、1級の在院者は社会的な有能感を抱いていることが明らかとなった。中間段階である2級の在院者は、1級の在院者と比較して、少年院の教育の中で社会的な有能感を得るには至っていないと考えられる。

⑥ 窃盗の回数による差の検討 窃盗の回数による差について検討するため、少年院在院者の窃盗の回数の多少（19回以下、20回以上）を独立変数としたt検定を行った（Table 6, 7）。その結果、万引きの動機の「自己中心性」（t(41) = 2.081, p < .05）において、窃盗の回数が多い在院者が少ない在院者よりも有意に得点が高かつ

た。また、万引きの動機の「ストレス性」（t(41) = 2.217, p < .05）、罪悪感の「規則場面」（t(48) = 2.672, p < .05）、恥意識の「同調不全」（t(48) = 3.134, p < .01）、行動基準（t(47) = 3.377, p < .01）において、窃盗回数の多い在院者が少ない在院者よりも有意に得点が低かった。以上の結果から、窃盗回数の多い在院者は、ストレスによって万引きをしているのではなく、自己中心的な動機から万引きに及んでおり、また罪悪感や恥意識といった感情が低く、周囲のことを考えずに行動することが明らかとなった。窃盗回数の多い者は、万引きをすることに罪悪感や抵抗感がないため、繰り返し万引きをするようになっている可能性が示唆された。

⑦ 友人との窃盗の回数による差の検討 友人との窃盗の回数による差について検討するため、少年院在院者の友人との窃盗の回数の多少（19回以下、20回以上）を独立変数としたt検定を行った（Table 8）。その結果、罪悪感の「規則場面」（t(50) = 2.406, p < .05）、恥意識の「同調不全」（t(50) = 2.267, p < .05）、行動基準（t(49) = 2.916, p < .01）において、友人との窃盗の回数が少ない在院者が多い在院者よりも有意に得点が高かった。以上の結果から、友人との窃盗回数が少ない在院者は、罪悪感や恥の意識が少な

Table 5 処遇段階別のレジリアンス得点と分散分析結果

	1級	2級	3級	F値
レジリアンス「他者からの受容」	3.090 (.812)	3.365 (.981)	3.744 (.741)	1.947
レジリアンス「社会的な有能感」	3.550 (.490)	2.940 (.784)	3.336 (.516)	3.869* 1級 > 2級
レジリアンス「困難解決への自信」	2.433 (.704)	2.720 (.935)	2.549 (1.034)	.430

括弧内は標準偏差

* p < .05

Table 6 窃盗の回数別の万引きに関する規範意識、万引きの動機得点と t 検定結果

	19回以下	20回以上	t値
万引きに関する規範意識	2.490 (.477)	2.354 (.454)	1.033
万引きの動機「ストレス性」	1.421 (.559)	1.125 (.304)	2.217*
万引きの動機「経済性」	1.658 (.783)	2.125 (.770)	1.962
万引きの動機「自己中心性」	1.702 (.543)	2.042 (.523)	2.081*
万引きの動機「誘発性」	2.342 (.625)	2.292 (.464)	.304

括弧内は標準偏差

* p < .05

Table 7 窃盗の回数別の罪悪感、共感性、恥意識、行動基準得点と t 検定結果

	19回以下	20回以上	t 値
罪悪感「対人場面」	2.769 (.743)	2.550 (.889)	.949
罪悪感「規則場面」	1.569 (.666)	1.175 (.291)	2.672*
共感性「共感的関心」	4.062 (.999)	3.767 (.890)	1.099
共感性「気持ちの想像」	3.038 (1.054)	2.892 (.727)	.569
恥意識「自己内省」	2.577 (.924)	2.333 (.940)	.923
恥意識「同調不全」	2.538 (1.067)	1.729 (.707)	3.134**
恥意識「社会規律違反」	2.558 (.792)	2.146 (.840)	1.785
恥意識「視線感知」	2.519 (.830)	2.229 (1.042)	1.092
行動基準	3.319 (.299)	2.980 (.401)	3.377**
括弧内は標準偏差			* p<.05 ** p<.01

Table 8 友人との窃盗の回数別の罪悪感、共感性、恥意識、行動基準得点と t 検定結果

	19回以下	20回以上	t 値
罪悪感「対人場面」	2.611 (.827)	2.725 (.803)	.462
罪悪感「規則場面」	1.489 (.607)	1.113 (.206)	2.406*
共感性「共感的関心」	4.039 (.906)	3.575 (.969)	1.669
共感性「気持ちの想像」	2.989 (.984)	2.800 (.719)	.689
恥意識「自己内省」	2.583 (.930)	2.125 (.904)	1.655
恥意識「同調不全」	2.333 (1.035)	1.688 (.704)	2.267*
恥意識「社会規律違反」	2.500 (.828)	2.250 (.983)	.948
恥意識「視線感知」	2.431 (.871)	2.281 (1.183)	.510
行動基準	3.256 (.342)	2.923 (.434)	2.916**
括弧内は標準偏差			* p<.05 ** p<.01

く、周囲のことを考えずに行動することが明らかとなった。友人との窃盗を繰り返すことにより、罪悪感や恥、周囲への配慮が少なくなっていくことが考えられる。

万引きに関する意識と5つのアプローチに関連する変数の関連

万引きに関する意識と5つのアプローチに関連する変数の関連について検討するため、相関係数を算出した (Table 9)。その結果、万引きに関する規範意識においては、万引きに関する法知識 ($r=.303, p<.05$)、罪悪感の「対人場面」 ($r=.307, p<.05$)、「規則場面」 ($r=.293, p<.05$)、共感性の「共感的関心」 ($r=.279, p<.05$)、恥意識の「自己内省」 ($r=.321, p<.05$)、「社会規律違反」 ($r=.306, p<.05$)、被援助志向性の「援助

の欲求と態度」 ($r=.357, p<.01$)、将来の不安の「友人・家族の不安」 ($r=.281, p<.05$) との間に有意な正の相関が認められた。また、万引きの動機の「自己中心性」 ($r=-.605, p<.001$)、復讐心 ($r=-.383, p<.01$) との間に有意な負の相関が認められた。万引きの動機の「ストレス性」においては、将来の不安の「友人・家族の不安」 ($r=.291, p<.05$) との間に有意な正の相関が認められた。また、罪悪感の「対人場面」 ($r=-.284, p<.05$) との間に有意な負の相関が認められた。万引きの動機の「経済性」においては、将来の不安の「金銭の不安」 ($r=.330, p<.05$) との間に有意な正の相関が認められた。万引きの動機の「自己中心性」においては、罪悪感の「規則場面」 ($r=-.294, p<.05$)、被援助志向性の「援助の欲求

と態度」($r=-.368, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。万引きの動機の「誘発性」においては、共感性の「気持ちの想像」($r=-.293, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。万引きに関する法知識においては、レジリアンスの「困難解決への自信」($r=.338, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。罪悪感の「対人場面」においては、共感性の「共感的関心」($r=.429, p<.01$)、恥意識の「社会規律違反」($r=.289, p<.05$)、被援助志向性の「援助の欲求と態度」($r=.363, p<.01$)、「援助関係に関する抵抗の低さ」($r=.279, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。罪悪感の「規則場面」においては、恥意識の「同調不全」($r=.330, p<.05$)、「社会規律違反」($r=.425, p<.01$)、「視線感知」($r=.268, p<.05$)、行動基準($r=.264, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。また、復讐心($r=-.307, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。共感性の「共感的関心」においては、共感性の「気持ちの想像」($r=.427, p<.01$)、恥意識の「社会規律違反」($r=.294, p<.05$)、「視線感知」($r=.304, p<.05$)、行動基準($r=.290, p<.05$)、レジリアンスの「社会的な有能感」($r=.421, p<.01$)、被援助志向性の「援助の欲求と態度」($r=.379, p<.01$)、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=.269, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。また、復讐心($r=-.377, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。共感性の「気持ちの想像」においては、恥意識の「視線感知」($r=.393, p<.01$)、レジリアンスの「社会的な有能感」($r=.405, p<.01$)との間に有意な正の相関が認められた。また、復讐心($r=-.378, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。恥意識の「自己内省」においては、恥意識の「同調不全」($r=.448, p<.001$)、「社会規律違反」($r=.379, p<.01$)、「視線感知」($r=.444, p<.001$)、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=.272, p<.05$)、「友人・家族の不安」($r=.283, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。また、復讐心($r=-.338, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。恥意識の「同調不全」においては、行動基準($r=.366, p<.01$)、将来の

不安の「仕事・学校の不安」($r=.298, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。また、エフォートフルコントロールの「行動抑制制御」($r=-.290, p<.05$)、「行動始発制御」($r=-.322, p<.05$)、レジリアンスの「他者からの受容」($r=-.365, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。恥意識の「社会規律違反」においては、恥意識の「視線感知」($r=.388, p<.01$)、行動基準($r=.262, p<.05$)、被援助志向性の「援助の欲求と態度」($r=.355, p<.01$)、「援助関係に関する抵抗の低さ」($r=.335, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。行動基準においては、エフォートフルコントロールの「注意制御」($r=-.296, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。復讐心においては、レジリアンスの「社会的な有能感」($r=-.268, p<.05$)、被援助志向性の「援助関係に関する抵抗の低さ」($r=-.314, p<.05$)、将来の不安の「金銭の不安」($r=-.272, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。エフォートフルコントロールの「行動抑制制御」においては、エフォートフルコントロールの「行動始発制御」($r=.519, p<.001$)、「注意制御」($r=.522, p<.001$)、レジリアンスの「困難解決への自信」($r=.347, p<.01$)との間に有意な正の相関が認められた。また、将来の不安の「金銭の不安」($r=-.298, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。エフォートフルコントロールの「行動始発制御」においては、エフォートフルコントロールの「注意制御」($r=.426, p<.01$)、レジリアンスの「困難解決への自信」($r=.275, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。また、将来の不安の「金銭の不安」($r=-.364, p<.01$)との間に有意な負の相関が認められた。エフォートフルコントロールの「注意制御」においては、レジリアンスの「困難解決への自信」($r=.424, p<.01$)との間に有意な正の相関が認められた。また、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=-.274, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。レジリアンスの「他者からの受容」においては、レジリアンスの「困難解決への自信」($r=.393, p<.01$)、被援助志向性の「援助の欲求と態度」($r=.383, p<.01$)、「援助関係に関する

る抵抗の低さ」($r=.280, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。レジリアンスの「困難解決への自信」においては、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=-.270, p<.05$)、「再犯の不安」($r=-.291, p<.05$)との間に有意な負の相関が認められた。被援助志向性の「援助の欲求と態度」においては、被援助志向性の「援助関係に関する抵抗の低さ」($r=.510, p<.001$)、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=.303, p<.05$)との間に有意な正の相関が認められた。将来の不安の「金銭の不安」においては、将来の不安の「仕事・学校の不安」($r=.618, p<.001$)、「友人・家族の不安」($r=.416, p<.01$)との間に有意な正の相関が認められた。将来の不安の「仕事・学校の不安」においては、将来の不安の「友人・家族の不安」($r=.544, p<.001$)との間に有意な正の相関が認められた。将来の不安の「友人・家族の不安」においては、将来の不安の「再犯の不安」($r=.362, p<.01$)との間に有意な正の相関が認められた。

以上の結果から、少年院在院少年においては、万引きに関する意識や法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連し合っていることが明らかとなった。このことから、窃盗に関する教育プログラムを実施する上で、どれか一つの視点からアプローチするのではなく、多様な視点からアプローチすることの必要性が示唆された。

まとめと今後の課題

本研究では、少年院在院者を対象として、万引きをはじめとした窃盗に関する意識調査を行い、少年院在院者の特徴を検討することを目的とした。具体的には、まず、少年院在院者の属性によって万引きをはじめとした窃盗に関する意識が異なるのかについて検討した。その結果、年齢、入院前の職業、経済的状況、逮捕前の親との同居の有無、処遇段階、窃盗の回数、友人との窃盗の回数などの属性によって、万引きをはじめとした窃盗に関する意識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数に違いが認められ

ることが明らかとなった。次に、万引きをはじめとした窃盗に関する意識、法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連しているのかについて検討した。その結果、万引きに関する意識や法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連し合っていることが明らかとなった。

少年院在院者の様々な属性によって、万引きをはじめとした窃盗に関する意識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数に違いが認められることが明らかとなった。年齢や入院前の職業、経済的状況、逮捕前の親との同居の有無などによって様々な意識が異なるため、矯正教育プログラムを開発して実施する際には、本人の問題背景の理解が重要になるといえる。また、少年院での教育の段階によっても意識が異なり、出院後の生活も視野に入れたプログラムの構成を目指していることから、矯正教育プログラムを実施する時期についても、今後検討していく必要があるといえる。逮捕の回数や友人との逮捕回数によっても様々な意識が異なることから、矯正教育プログラムの実施に際しては、非行の深度についても考慮していく必要があるといえる。

万引きをはじめとした窃盗に関する意識や法知識、感情、認知行動、ナラティブ、コミュニティのそれぞれのアプローチに関連する変数が相互に関連し合っていることが明らかとなった。こうした結果を踏まえると、どれか一つの視点からアプローチするのではなく、多様な視点からアプローチしていくことで大きな教育の効果が得られるといえる。さらに、それぞれのアプローチに関連する変数が関連してあっていることから、在院者の変わりやすいところからアプローチしていき、その効果が波及していくことも想定される。したがって、在院者の問題背景や特性なども踏まえ、アプローチの視点を考えていく必要があるといえる。

今後の課題としては、2点挙げられる。1点

目は調査対象者の問題である。今回、59名と人数も少なく、少年院の在院者であることから全て男性であった。今後は人数を増やし、さらに女性も対象とすることで男女別の万引きをはじめとした窃盗に関する教育について検討していく必要があるといえる。さらに、高齢者の万引きが増加していることから、少年だけでなく、成人についても刑務所などで調査を行っていく必要があるといえる。2点目は矯正教育プログラムの効果測定の問題である。今回、行った調査は項目も多いため、実際のプログラム実施前と後の変化の効果測定に用いるのは難しいといえる。したがって、今後、どのような指標で矯正教育プログラムの効果を検討していくのかについても考えていく必要があるといえる。

引用文献

- 船岡潤子 (2012). 窃盗問題指導：「学習会S」の取組と今後の展開 刑政, 123(7), 77-81.
- 林大悟 (2010). 摂食障害者の窃盗事件をどのようにに弁護したか アディクションと家族, 26, 321-324.
- 石川隆行・内山伊知郎 (2002). 青年期の罪悪感と共感性および役割取得能力の関連 発達心理学研究, 13, 12-19.
- 近藤淳哉・岡本英生・白井利明・柄尾順子・河野莊子・柏尾眞津子・小玉彰二 (2008). 非行からの立ち直りにおける抑うつに耐える力とソーシャル・ネットワークとの関連 犯罪心理学研究, 46, 1-13.
- Krasnovsky, T. & Lane, R. C. (1998). Shoplifting: A review of the literature. *Aggression and Violent Behavior*, 3, 219-235.
- 久保田真功・白松賢 (2013). 少年の万引き行為を深化させる要因の検討：初めて補導されたものと2回以上補導されたものとの比較をもとに 生徒指導学研究, 12, 38-48.
- 永房典之 (2008). なぜ人は他者が気になるのか？：人間関係の心理 金子書房
- 永房典之・菅原健介・佐々木淳・藤澤文・薊理津子 (2012). 厚生施設入所児の公衆場面における行動基準に関する研究 心理学研究, 83, 470-478.
- 永岡理香 (2003). 万引きを規定する要因の検討 関西大学大学院人間科学：社会学・心理学研究, 58, 185-196.
- 大久保智生 (2014). 香川県における万引き防止対策の取組：万引き認知件数全国ワースト1位からの脱却 刑政, 125(10), 1-13.
- 大久保智生 (2015). 平成26年度香川・奈良・高知・愛媛・岩手県における万引きへの対応と対策に関する調査報告
- 大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀 (2013). 万引きの心理的要因の検討：万引き被疑者を対象とした意識調査から 科学警察研究所報告, 62, 41-51.
- 大久保智生・堀江良英・松浦隆夫・松永祐二・江村早紀・永富太一・時岡晴美 (2012). 万引き被疑者における万引きに関する心理的要因間の関連の検討：家族および友人関係と攻撃性が万引きの心理に及ぼす影響, 子育て研究, 2, 13-20.
- 大久保智生・吉井匡・長尾貴志・相原幸太・川田佳亮・高橋護・松嶋秀明・佐藤健二・石川隆行・永房典之・澤田匡人・堀健二・菊池浩史 (2018). 少年院在院者と一般の青少年における万引きをはじめとした窃盗に関する要因の検討：少年の窃盗に関する新たな体系的な教育プログラムの開発に向けて 矯正教育学研究, 63, 143-150.
- 大久保智生・吉井匡・須藤隆行・川田佳亮・高橋護 (2015). 青少年の窃盗に関する矯正教育の内容及び方法の検討：少年矯正施設の職員を対象とした調査から 矯正教育学研究, 60, 123-129.
- 大久保智生・時岡晴美・岡田涼 (2013). 万引き防止対策に関する調査と社会的実践：社会で取り組む万引き防止 ナカニシヤ出版
- 皿谷陽子・三阪梨紗・濱本有希・平伸二 (2011). 万引き被疑者の特徴に関する質問紙調査 福山大学こころの健康相談室紀要, 5, 45-52.
- 皿谷陽子・平伸二 (2015). スーパーにおける万引きの特徴 福山大学心の健康相談室紀要, 9, 55-63.
- Sawada, M., & Hayama, D. (2012). Dispositional vengeance and anger on schadenfreude. *Psychological Reports*, 111, 322-334.
- Stuckless, N., & Garonson, R. (1992). The vengeance scale: Development of a measure of attitudes toward revenge,

Journal of Social Behaviour and Personality, 7, 25-42.

田村修一・石隈利紀(2001). 指導・援助サービス上の悩みにおける中学校教師の被援助志向性に関する研究：バーンアウトとの関連に焦点をあてて教育心理学研究 49, 438-448.

栃木刑務所再犯防止指導(窃盗)チーム(2009). 再犯防止指導(窃盗)について 刑政, 120(5), 102-108.

中野行良・中村晋介・本多潤子・麦島剛(2009). 中学生の万引き行為に関連する要因 福岡県立大学心理臨床研究, 167-73.

Unger, M. (2006). Strengths-based counseling with at risk youth. Corwin Press. 松嶋英明・小森康永・奥野光(訳)(2015). リジリアンスを育てよう：危機にある若者との対話を進めるための6つの戦略 金剛出版

山形伸二・高橋雄介・繁樹算男・大野裕・木島伸彦(2005). 成人用エフォートフル・コントロール尺度の作成とその信頼性・妥当性の検討 パーソナリティ研究, 14, 30-41.

全国万引き防止機構(2010). 万引きに関する全国青少年意識調査・分析報告書